入　札　説　明　書

調達内容等件名　　広島市北部こども療育センター及び広島市北部障害者デイサービスセンターで使用する電気

公　　告　　日　　令和６年１２月１８日

上記に係る入札等については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

社会福祉法人 広島市社会福祉事業団

項目及び構成

1　　契約者

2　　契約担当部署

3　　調達内容

4　　競争入札参加資格

5　　競争入札参加資格確認申請書の提出

6　　競争入札参加資格確認の通知

7　　競争入札参加資格の喪失

8　　契約条項を示す場所等

9　　入札の方法

10　　開札

11　　その他

契約書（案）及び仕様書

別紙（使用予定電力量及び実績）

別添　　競争入札参加資格確認申請書

入札書（指定様式）

入札附属書

委任状

仕様書等に関する質問書（指定様式）

入札書等の提出について

１　契約者
社会福祉法人広島市社会福祉事業団

２　契約担当部署
〒７３１－０２２３
広島市安佐北区可部南五丁目８番７０号
社会福祉法人広島市社会福祉事業団　北部こども療育センター　管理課
電話　０８２－８１４－５８０１

３　調達内容
⑴　調達サービス及び数量
広島市北部こども療育センター及び広島市北部障害者デイサービスセンターで使用する電気
予定使用電力量　３５１,５６５ｋＷｈ（１年間）
⑵　履行の内容等
別紙「仕様書」のとおり。
⑶　契約期間
契約締結の日から令和８年３月３１日まで
（社会福祉法人広島市社会福祉事業団の長期継続契約に関する取扱要綱に規定する長期継続契約）
⑷　履行期間
令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで（１年間）
⑸　履行場所
広島市北部こども療育センター及び広島市北部障害者デイサービスセンター
広島市安佐北区可部南五丁目８番７０号

４　競争入札参加資格
次に掲げる入札参加資格を全て満たす者。
⑴　社会福祉法人広島市社会福祉事業団経理規則施行基準（以下「経理規則施行基準」という。）第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　広島市競争入札参加資格の「令和５・６・７年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「１６－０１電力供給」に登録している者であること。
⑶　公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消し、社会福祉法人広島市社会福祉事業団（以下「広島市社会福祉事業団」という。）の指名停止措置を受けていないこと。

５　競争入札参加資格確認申請書の提出
本件入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、広島市社会福祉事業団から競争入札参加資格確認申請書に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。
⑴　競争入札参加資格確認申請書の交付方法
競争入札参加資格申請書は、広島市社会福祉事業団のホームページ(http://www.hsfj.city.hiroshima.jp/)からダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、次により交付する。
ア　交付期間
入札公告の日から令和７年１月９日（木）までのうち、土曜日、日曜日及び令和６年１２月３０日から令和７年１月３日までを除く日の午前８時３０分から午後５

時まで。

イ　交付場所

〒７３２－００５２

広島市東区光町二丁目１５番５５号

広島市こども療育センター　北棟　５階

広島市社会福祉事業団　事務局　経理担当

電話　０８２－５０６－２０３０

⑵　競争入札参加資格確認申請書の提出方法

ア　提出期間

前記⑴アに同じ。

イ　提出場所

前記⑴イに同じ。

ウ　提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参とする。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後５時までに必着させること。

6　競争入札参加資格確認の通知

競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7　競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記４の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

前記５⑴イに同じ。

⑵　入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

前記５⑴に同じ。

⑶　仕様書等に関する質問

ア　仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。なお、仕様書等に関する質問書は、広島市社会福祉事業団のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、前記⑴により交付する。

(ｱ)　提出期間

前記５(1)アに同じ。

(ｲ)　提出場所及び問合せ先

前記５⑴イに同じ。

(ｳ)　提出方法

質問書は、郵送又は持参すること。

イ　前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌日以降、広島市社会福祉事業団のホームページからダウンロードできる。なお、前記ア(ｱ)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

9　入札の方法

⑴　入札書の提出場所

前記５⑴イに同じ。

⑵　入札書及び入札附属書の提出期限

令和７年１月２２日（水）の午後５時までに提出すること。

なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和７年１月２２日（水）の午

後５時までに必着させること。

⑶　入札書及び入札附属書の作成方法等

ア　入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ　入札書は、広島市社会福祉事業団所定の用紙によること。

ウ　入札書（指定様式）の記載項目

(ｱ)　入札書第何回

(ｲ)　年月日「令和７年１月〇〇日」(提出日を記入すること。)

(ｳ)　競争入札参加者の住所、商号（名称)、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(ｴ)　入札金額（参考　履行期間の予定総額）及び入札金額を１年間の予定使用電力量で割った額

(ｵ)　基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(ｶ)　電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(ｷ)　割引料金（月額）

(ｸ)　「消費税法第９条第１項の適用について」は、該当の数字を〇印で囲むこと。

（注）　記載するに当たって、次の点に注意すること。

１　「競争入札参加者の住所、商号（名称)、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

２　入札金額の訂正は認めない。

３　本入札書に記載する入札金額(参考　履行期間の予定総額)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった１年間の予定総額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

エ　入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳)」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳)」を見本に、入札金額（参考　履行期間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はＡ４サイズ（定型）とし、２ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、無効とする。

(ｱ)　標題「入札附属書（入札書積算内訳　第何回)」

(ｲ)　年月日「令和７年１月〇〇日」(提出日を記入すること。)

(ｳ)　競争入札参加者の住所、商号（名称)、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）

(ｴ)　仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）

(ｵ)　予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。)、金額及び積算方法

(ｶ)　割引がある場合、その割引料金及び積算方法

(ｷ)　各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額

(ｸ)　１年間の予定使用電力量、予定総額

(ｹ)　履行期間（１年間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額（履行期間の予定総額（上段)）及び当該合計金額の１１０分の１

００に相当する金額（履行期間の予定総額（下段）（入札書記載の入札金額））

（注）　記載するに当たって、次の点に注意すること。

1　「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。

2　基本料金及び電力量料金の単価には、１円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額及び１年間の予定総額に１円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額を記入すること。

3　別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

⑷　入札書及び入札附属書の提出方法等

ア　入札書及び入札附属書を持参により提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和７年１月２３日開札（広島市北部こども療育センター及び広島市北部障害者デイサービスセンターで使用する電気）の第１回入札書在中」の旨を記載し、前記５⑴イに入札書の提出期限（前記⑵）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第１回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第２回目、第３回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをすすめる。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること（開札に立ち会わない場合で、入札回数に相応する入札書及び入札附属書が同封されていな場合は、相応する入札に参加していない扱いとする。）。（別添「入札書等の提出について」参照）

イ　入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は３回を限度とするので、入札回数に相応する３通の入札書及び入札附属書を作成し、入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「〆」などを記入して封字し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「令和７年１月２３日開札（広島市北部こども療育センター及び広島市北部障害者デイサービスセンターで使用する電気）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和７年１月２３日開札（広島市北部こども療育センター及び広島市北部障害者デイサービスセンターで使用する電気）の入札書在中」と朱書し、親展により前記５⑴イあて、入札書の提出期限（前記⑵）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ　入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

⑸　無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア　本件に係る入札公告及び入札説明書に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札決定までの間に前記４⑵の広島市競争入札参加資格の取消し、広島市の指名停止措置若しくは広島市社会福祉事業団の指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ　競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者がした入札

ウ　入札金額を訂正したもの

エ　再度入札等を実施する場合において、直前の入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ　その他経理規則施行基準第５条各号のいずれかに該当する入札

⑹　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時までに提出すること。

イ　入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

⑺　入札回数

３回を限度とする。

⑻　入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

⑼　入札方法

ア　入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった１年間の予定総額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

イ　入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ　落札の決定に当たっては、総価により行う。

⑽　契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金及び電力量料金の単価（当該金額に１円未満の端数を含むことができる。）で行う。

⑾　燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額（以下「燃料費等調整額」という。）並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札金額に含まないものとして入札すること。

なお、燃料費等調整額については、契約書（案）のとおり、広島市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。

10　開札

⑴　開札の日時及び場所

令和７年１月２３日（木）　午前１０時００分

広島市東区光町二丁目１５番５５号

広島市こども療育センター　北棟　５階　大会議室

⑵　開札

ア　入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、１名とする。）

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ　入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ　入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ　開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

⑶　落札者の決定方法

ア　本件公告に示した調達サービスを履行できると広島市社会福祉事業団が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った

入札者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、開札日の翌日にくじ引きにより落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

ウ　他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11　その他

⑴　入札保証金及び契約保証金

免除する。

⑵　契約手続における交渉の有無

無

⑶　契約書の作成等

ア　落札者は、落札決定した日から５日以内の日（最終日が、広島市社会福祉事業団事務局の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い広島市社会福祉事業団事務局の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ　落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市及び広島市社会福祉事業団の競争入札参加資格の取消しを行うことがある。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の１００分の５）を支払うものとする。

ウ　契約書は２通作成し、広島市社会福祉事業団及び落札者がそれぞれ各１通を保有する。

エ　契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は広島市社会福祉事業団が交付する。

オ　本契約は、広島市社会福祉事業団が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。

⑷　契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

⑸　特約事項

本件調達は、広島市社会福祉事業団の長期継続契約に関する取扱要綱に規定する長期継続契約である。次年度の収入支出予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。また、広島市社会福祉事業団は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。